



埼玉県報

第492号
令和6年(2024年)
2月26日
月曜日

目次

告示

- 荒川右岸用排水土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧(農村整備課)
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告(建設管理課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 越生町西和田・河原山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(市街地整備課)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始(北本県土整備事務所)

告 示

埼玉県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、川越市荒川右岸用排水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を令和六年二月二十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年二月二十六日から令和六年三月二十六日まで

二 縦覧場所

川越市役所

富士見市役所

告示

埼玉県告示第百五十三号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
スマイル建設株式会社	三浦 勇二	埼玉県上尾市大字瓦葺千三百十六番地三
株式会社荻原工務店	阿久津 佑介 （許可時、荻原 繁久）	東京都中央区銀座一丁目十九番地 十号 NTBビル2F （許可時、埼玉県川越市大字砂五 十一番地七）
株式会社コンテイニユー	三角 健太	埼玉県蕨市塚越二丁目十四番七 蕨北野マンション一階
株式会社アートプレイズ	塚田 一雄	埼玉県新座市東北二丁目六番十四 号 内海ハイム一〇一号 （許可時、埼玉県朝霞市溝沼七丁 目五番二十一号朝霞ANZAWA ビルF）
株式会社ゴトウ	後藤 富士雄	埼玉県三郷市彦倉八百二十四番地 二 ラファイーネTAKAHASHI I二〇二号

告 示

埼玉県告示第百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字大谷三百八十八番外二筆

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字油免千二十八番外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百八十三・四三立方メートル

浸透効果量 〇・〇一六四立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により
越生町西和田・河原山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があ
ったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

石井利夫	埼玉県入間郡越生町大字西和田三百二十一番地
石井博	埼玉県入間郡越生町大字越生八百二十三番地二
岡野彦	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十九番地
神邊貴昭	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十七番地
鈴木弘	埼玉県入間郡越生町大字西和田八百七十七番地
富口梅子	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十四番地
長島和明	埼玉県入間郡越生町大字西和田四百三十六番地
長島勝己	埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十九番地
長島秀夫	埼玉県入間郡越生町大字西和田百二番地
長谷芳夫	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十七番地一
宮崎弘子	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十三番地一
宮田精一	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十三番地六
吉山登美男	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百八十九番地
就任した理事の氏名及び住所	

石井利夫	埼玉県入間郡越生町大字西和田三百二十一番地
石井博	埼玉県入間郡越生町大字越生八百二十三番地二
岡野彦	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十九番地
神邊貴昭	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十七番地
鈴木弘	埼玉県入間郡越生町大字西和田八百七十七番地
富口梅子	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百六十四番地
長島和明	埼玉県入間郡越生町大字西和田四百三十六番地
長島勝己	埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十九番地
長島秀夫	埼玉県入間郡越生町大字西和田百二番地
宮崎弘子	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百三十三番地一
宮田精一	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百五十三番地六
吉山登美男	埼玉県入間郡越生町大字西和田二百八十九番地

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	鴻巣市雷電二丁目二〇八五番二地先から同市本宮町二二八六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和六年二月二十六日
備考	令和二年八月二十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一七二・六〇メートル